漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第4条第5号に規定する吾智網漁業吾智網漁業につき、熊本県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年(2020年)12月1日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
吾智網漁業	吾智網漁業	別記1のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	 芦北町大字田浦町、大字海浦、大字 小田浦、大字井牟田に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記2のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	1 芦北町大字計石、大字女島、大字鶴 木山、大字佐敷に住所を有する者2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記3のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	 津奈木町大字福浜、大字岩城、大字 小津奈木に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記4のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
吾智網漁業	吾智網漁業	別記5のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町樋島に住所を有する者2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記6のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町大道に住所を有する者2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記7のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町大道に住所を有する者2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記8のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	1 天草市楠浦町に住所を有する者2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記9のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	1 天草市新和町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記10のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	1 天草市河浦町宮野河内に住所を有する者2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
吾智網漁業	吾智網漁業	別記 11 のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	1 天草市深海町に住所を有する者2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記12のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	1 天草市栖本町に住所を有する者2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の 所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記13のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	 天草市御所浦町御所浦に住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
吾智網漁業	吾智網漁業	別記14のとおり	1月1日から 12月31日まで	5トン未満で許 可証に記載され ている総トン数	許可証に記載され ている馬力数	1 天草市御所浦町横浦、御所浦、牧島に住所を有する者2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

- 2 許可等をすべき船舶の数0
- 3 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

操業区域

不知火海

葦北郡津奈木町沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町竹島西端を見通した線以南の不知火海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。

期間	区域
5月 1日から 7月31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 葦北郡津奈木町沖の島灯台 イ 葦北郡津奈木町帆柱崎 ウ 葦北郡津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町うさぎ鼻 オ 天草市御所浦町嵐口崎 カ 上天草市龍ヶ岳町竹島西端

操業区域

不知火海

葦北郡津奈木町沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町竹島西端を見通した線以南の不知火海。 ただし、共同漁業権漁場内は、上記の見通し線以南の火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先に限る。 また、下表の左欄の期間中右欄の区域を除く。

期間	区域
5月 1日から 7月 31 日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 葦北郡津奈木町沖の島灯台 イ 葦北郡津奈木町帆柱崎 ウ 葦北郡津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町うさぎ鼻 オ 天草市御所浦町嵐口崎 カ 上天草市龍ヶ岳町竹島西端

操業区域

不知火海

葦北郡津奈木町沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町竹島西端を見通した線以南の不知火海。 ただし、共同漁業権漁場は、上記の見通し線以南の火共第3号共同漁業権漁場内津奈木地先に限る。 なお、下表の左欄の期間中右欄の区域を除く。

期間	区域
5月 1日から 7月 31 日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 葦北郡津奈木町沖の島灯台 イ 葦北郡津奈木町帆柱崎 ウ 葦北郡津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町うさぎ鼻 オ 天草市御所浦町嵐口崎 カ 上天草市龍ヶ岳町竹島西端

操業区域

不知火海

葦北郡津奈木町沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町竹島西端を見通した線以南の不知火海。 ただし、火共第4号及び同第7号共同漁業権漁場内以外の共同漁業権漁場内を除く。 また、下表の左欄の期間中右欄の区域を除く。

期間	区域
5月1日から 7月31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 葦北郡津奈木町沖の島灯台 イ 葦北郡津奈木町帆柱崎 ウ 葦北郡津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町うさぎ鼻 オ 天草市御所浦町嵐口崎 カ 上天草市龍ヶ岳町竹島西端

操業区域

葦北郡津奈木町(以下、「津奈木町」という。)沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)竹島西端を見通した線以南の不知火海。

ただし、次のキ、ク、サ、シ及びキを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域以外の共同漁業権漁場内を除く。また、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期間	区域
	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に 結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎
	カー龍ヶ岳町竹島西端

- 基点1 熊本県漁場基点天第242号(龍ヶ岳町と上天草市姫戸町(以下、「姫戸町」という。)との海岸線における境界)
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 233 号 (龍ヶ岳町唐網代鼻南端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第236号(龍ヶ岳町樋島南端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 239 号 (龍ヶ岳町樋島琵琶の首東端)
- キ 基点2と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点2を基点として右へ254度25分、3,928メートルのところ
- ク 基点3と御所浦町嵐口山山頂を見通した線から基点3を基点として右へ325度8分、1,500メートルのところ
- ケ 基点3と葦北郡芦北町殿島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ27度5分、1,500メートルのところ
- コ 龍ヶ岳町椚島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点
- サ アとカを結んだ線とクとケを結んだ線の交点
- シ アからカを見通した線とコとキを結んだ線の交点

操業区域

葦北郡津奈木町(以下、「津奈木町」という。)沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)竹島西端を見通した 線以南の不知火海。

ただし、共同漁業権漁場内を除く。

期間	区域
5月 1日から 7月31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結ん だ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。) うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

操業区域

不知火海及び大道地先

葦北郡津奈木町(以下、「津奈木町」という。)沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)竹島西端を見通した線以南の不知火海。 ただし、次の基点 1、基点 9、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって 囲まれた区域(天共第12号共同漁業権漁場内大道地先)以外の共同漁業権漁場内を除く。

期間	区域
5月 1日から 7月 31 日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

- 基点 1 熊本県漁場基点天第227号(上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)切支丹鼻南端)
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号 (龍ヶ岳町ダテク島南端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第230号(天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)猿子島北西端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 231 号(御所浦町横浦島北端)
- 基点 5 熊本県漁場基点天第 233 号 (龍ヶ岳町唐網代鼻南端)
- 基点 6 熊本県漁場基点天第 229 号(龍ヶ岳町横島南端)
- 基点 7 熊本県漁場基点天第 232 号 (龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端)
- 基点 8 熊本県漁場基点天第 222 号 (御所浦町困窮島北端)
- 基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号 (龍ヶ岳町横島北端)
- 基点 10 熊本県漁場基点天第 266 号 (御所浦町嵐口崎北端)
- ア 横島西海岸線における龍ヶ岳町と天草市倉岳町との境界
- イ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ
- ウ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ
- エ 基点 2 と天草市戸の崎南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 21 度 25 分、1,100 メートルのところ
- オ 基点2から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点2から1,100メートルのところ
- カ 基点2から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点2から220メートルのところ
- キ 基点2と大通越鼻を見通した線から基点2を基点として右へ296度3分、310メートルのところ
- ク 基点8から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点8から270メートルのところ

- ケ 基点8から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点8から180メートルのところ
- コ 基点3と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点3を基点として右へ4度23分、450メートルのところ
- サ 基点 6 から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 6 から 900 メートルのところ
- シ 基点 4 と基点 9 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ
- ス 基点 5 と基点 4 を見通した線から基点 5 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ
- セ 基点 5 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 5 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ
- ソ タから真方位 191 度 30 分の線が、セからチを見通した線と交わるところ
- タ 龍ヶ岳町松が鼻南端(松が鼻灯台)
- チ 基点 10 と龍ヶ岳町椚島東端を見通した線から基点 10 を基点として右へ5 度 15 分、2,370 メートルのところ

操業区域

葦北郡津奈木町(以下、「津奈木町」という。)沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)竹島西端を見通した 線以南の不知火海。

ただし、次の基点1、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、基点2を順次結んだ線、及びセとソを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第10号共同漁業権漁場内旧本渡市地先)以外の共同漁業権漁場内を除く。

また、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期間	区 域
5月 1日から 7月31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。) うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

基点1 天草市楠浦町(以下、「楠浦町」という。)と天草市新和町(以下、「新和町」という。)との海岸線における境界 基点2 熊本県漁場基点天第215号(天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界(船瀬鼻南端))

- キ 基点1から真方位105度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点1と対岸との中央点
- ク 楠浦町観音東端から樫浦西の鼻を見通した線上、観音東端と樫浦西の鼻との中央点
- ケ 樫浦北の鼻から真方位305度、180メートルのところ
- コ 天草市上血塚島西端から真方位244度、540メートルのところ
- サ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から540メートルのところ
- シ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点
- ス 基点2から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点2から900メートルのところ
- セ 楠浦町大門港記念碑
- ソ 天草市志柿町十文字新開北側樋門

操業区域

葦北郡津奈木町(以下、「津奈木町」という。)沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)竹島西端を見通した線以南の不知 火海。

ただし、次の基点1,キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、基点6を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第10号共同漁業権 漁場内新和地先及び天草市楠浦地先)以外の共同漁業権漁場内を除く。

期間	区域
5月 1日から 7月31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線 及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

- 基点 1 天草市新和町(以下、「新和町」という。)と同市河浦町(以下、「河浦町」という。)との海岸線における境界
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号 (新和町二本木丸瀬鼻南端)
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号 (河浦町宮野河内女岳押落し鼻東端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 215 号 (天草市下浦町 (以下、「下浦町」という。) と同市栖本町との海岸線における境界 (船瀬鼻南端))
- 基点 5 熊本県漁場基点天第 403 号 (新和町大多尾字中ノ尾 4036 番地7返鼻北東端)
- 基点 6 天草市楠浦町錦崎南端
- キ 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ
- ク 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ
- ケ 基点3から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分、2,000メートルのところ
- コ 新和町立の鼻から御所浦町葛島山頂を見通した線上、立の鼻から 1,260 メートルのところ
- サ 基点4から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点4から900メートルのところ
- シ 下浦町戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点
- ス 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ
- セ 天草市上血塚島西端から真方位 238 度、540 メートルのところ

操業区域

葦北郡津奈木町(以下、「津奈木町」という。)沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)竹島西端を見通した 線以南の不知火海。

ただし、次の基点1、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点5を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第10号共同漁業権漁場内宮野河内地先)以外の共同漁業権漁場内を除く。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
期間	区 域
5月 1日から 7月31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

- 基点1 天草市新和町(以下「新和町」という。)と天草市河浦町(以下「河浦町」という。)との海岸線における境界
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号 (新和町二本木丸瀬鼻南端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第183号(河浦町宮野河内女岳の押落し鼻東端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 181 号 (河浦町上的島灯台)
- 基点 5 熊本県漁場基点天第 179 号 (天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界)
- キ 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ
- ク 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ
- ケ 基点3から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分、2,000メートルのところ
- コ 基点3と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ354度10分、1,800メートルのところ
- サ 基点 4 と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 17 度、300 メートルのところ
- シ 基点 5 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 10 度 43 分の線と新和町立の鼻から河浦町上馬刀島西端を見 通した線とが交わるところ

操業区域

葦北郡津奈木町(以下、「津奈木町」という。)沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)竹島西端を見通した線以南の不知火海。

ただし、次の基点 1、キ、ク、基点 2 及びケとコを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第 9 号共同漁業権漁場内深海地先)以外の共同漁業権漁場内を除く。

また、左欄の期間中右欄の区域を除く。

期間	区域
5 月 1日から 7 月 31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。) うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

基点 1 熊本県漁場基点天第 179 号(天草市深海町(以下、「深海町」という。)と天草市河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界) 基点 2 天草市久玉町(以下、「久玉町」という。)と深海町との境界二ツ石

- キ 基点1から真方位148度50分の線と天草市新和町立の鼻と河浦町上的島西端を見通した線との交差点
- ク 基点2から鹿児島県出水郡長島町行人岳を見通した線と天草市牛深町小松崎と赤島北端を見通した線との交差点
- ケ 久玉町と深海町との境界東側
- コ 久玉町と深海町との境界黒崎

操業区域

葦北郡津奈木町(以下、「津奈木町」という。)沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)竹島西端を見通した線以南の不知火海。

ただし、次の基点1、キ、ク、ケを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第11号共同漁業権漁場内栖本町地先)以外の共同漁業権漁場内を除く。

また、左欄の期間中右欄の区域を除く。

	4.5 E. 3/C D. 1/0
期間	区域
5月1日から 7月31日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号 (天草市下浦町と天草市栖本町(以下、「栖本町」という。) との海岸線における境界(船瀬鼻南端)

- キ 基点1から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点1から900メートルのところ
- ク 天草市倉岳町(以下、「倉岳町」という。)阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのと ころ
- ケ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界

操業区域 (不知火海及び嵐口地先)

葦北郡津奈木町(以下、「津奈木町」という。)沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)竹島西端を見通した線以南の不知火海。

ただし、次の基点 1、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第 13 号共同漁業権漁場内嵐口地先)以外の共同漁業権漁場内を除く。

期間	区域
5 月 1日から 7 月 31 日まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 津奈木町沖の島灯台 イ 津奈木町帆柱崎 ウ 津奈木町大門崎 エ 天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。) うさぎ鼻 オ 御所浦町嵐口崎 カ 龍ヶ岳町竹島西端

- 基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号 (御所浦町田の尻川川口中央)
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 266 号 (御所浦町嵐口崎北端)
- 基点3 熊本県漁場基点天第233号(龍ヶ岳町唐網代鼻南端)
- 基点 4 御所浦町大岩
- キ 基点1と津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度58分、1,600メートルのところ
- ク 基点2と龍ヶ岳町樋島南端を見通した線から基点2を基点として右へ20度11分、1,600メートルのところ
- ケ 基点 2 から龍ヶ岳町椚島東端を見通した線上、基点 2 から 1,600 メートルのところ
- コ 基点2と龍ヶ岳町椚島東端を見通した線から基点2を基点として右へ5度15分、2.370メートルのところ
- サ 基点3と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点3を基点として右へ295度52分、1,435メートルのところ
- シ 基点 4 から真方位 0 度 (真北) 460 メートルのところ

操業区域

葦北郡津奈木町(以下、「津奈木町」という。)沖の島灯台から上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)竹島西端を見通した線以南の不知火海。 ただし、次の基点 1、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、基点 11 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(天共第 13 号共同漁業権漁場内御所浦地先)以外の共同漁業権漁場内を除く。

また、左欄の期間中右欄の区域を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第265号(天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)田の尻川川口中央)

基点 2 能本県漁場基点天第 410 号 (御所浦町大浦ウサギ鼻突端)

基点3 熊本県漁場基点天第263号(御所浦町ノサバ崎南西端)

基点 4 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号 (龍ヶ岳町ダテク島南端)

基点 5 熊本県漁場基点天第 222 号 (御所浦町困窮島北端)

基点 6 熊本県漁場基点天第 230 号 (御所浦町猿子島北西端)

基点 7 熊本県漁場基点天第229号(龍ヶ岳町横島南端)

基点 8 熊本県漁場基点天第 231 号(御所浦町横浦島北端)

基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号 (龍ヶ岳町横島北端)

基点 10 熊本県漁場基点天第 233 号 (龍ヶ岳町唐網代鼻南端)

基点 11 御所浦町大岩

期間	区域
5月1日 から 7月31日 まで	次のオ、カ、アの各点を順次に結んだ線とア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ア 津奈木町沖の島灯台イ 津奈木町帆柱崎ウ 津奈木町大門崎エ 御所浦町うさぎ鼻オ 御所浦町嵐口崎カ 龍ヶ岳町竹島西端

- キ 基点1と津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度58分、1,600メートルのところ
- ク 基点2と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点2を基点として右へ201度15分、2.565メートルのところ
- ケ 基点2と獅子島木崎鼻を見通した線から基点2を基点として右へ296度、1.100メートルのところ
- コ 基点3と獅子島木崎鼻を見通した線から基点3を基点として右へ339度23分、1,100メートルのところ
- サ 鹿児島県出水郡長島町タグイ崎の突端から 116 度、3.350 メートルのところ
- シ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から720メートルのところ
- ス 御所浦町黒島南西端から新和町惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から 1.100 メートルのところ
- セ 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から 1.100 メートルのところ
- ソ 基点 4 から天草市新和町鍋割山山頂見通した線上、基点 4 から 1.100 メートルのところ
- タ 基点4から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点4から220メートルのところ
- チ 基点4と大通越鼻を見通した線から基点4を基点として右へ296度3分、310メートルのところ
- ツ 基点 5 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 5 から 270 メートルのところ
- テ 基点 5 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 5 から 180 メートルのところ
- ト 基点6と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点6を基点として右へ4度23分、450メートルのところ
- ナ 基点 7 から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 7 から 900 メートルのところ
- ニ 基点8と基点9を見通した線から基点8を基点として右へ354度30分、360メートルのところ
- ヌ 基点 10 と基点 8 を見通した線から基点 10 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ
- ネ 基点 10 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 10 を基点として右へ 295 度 52 分、1.435 メートルのところ
- ノ 基点 11 から真方位 0 度(真北) 460 メートルのところ